

平成 30 年度 企業間連携による 製品試作事業補助金 募集要領

平成 30 年 4 月

受付期間：平成 30 年 4 月 2 日（月）～27 日（金）

9:00～17:00／月曜～金曜



公益財団法人
富山県新世紀産業機構
Toyama New Industry
Organization

平成 30 年度 企業間連携による 製品試作事業補助金 募集要領

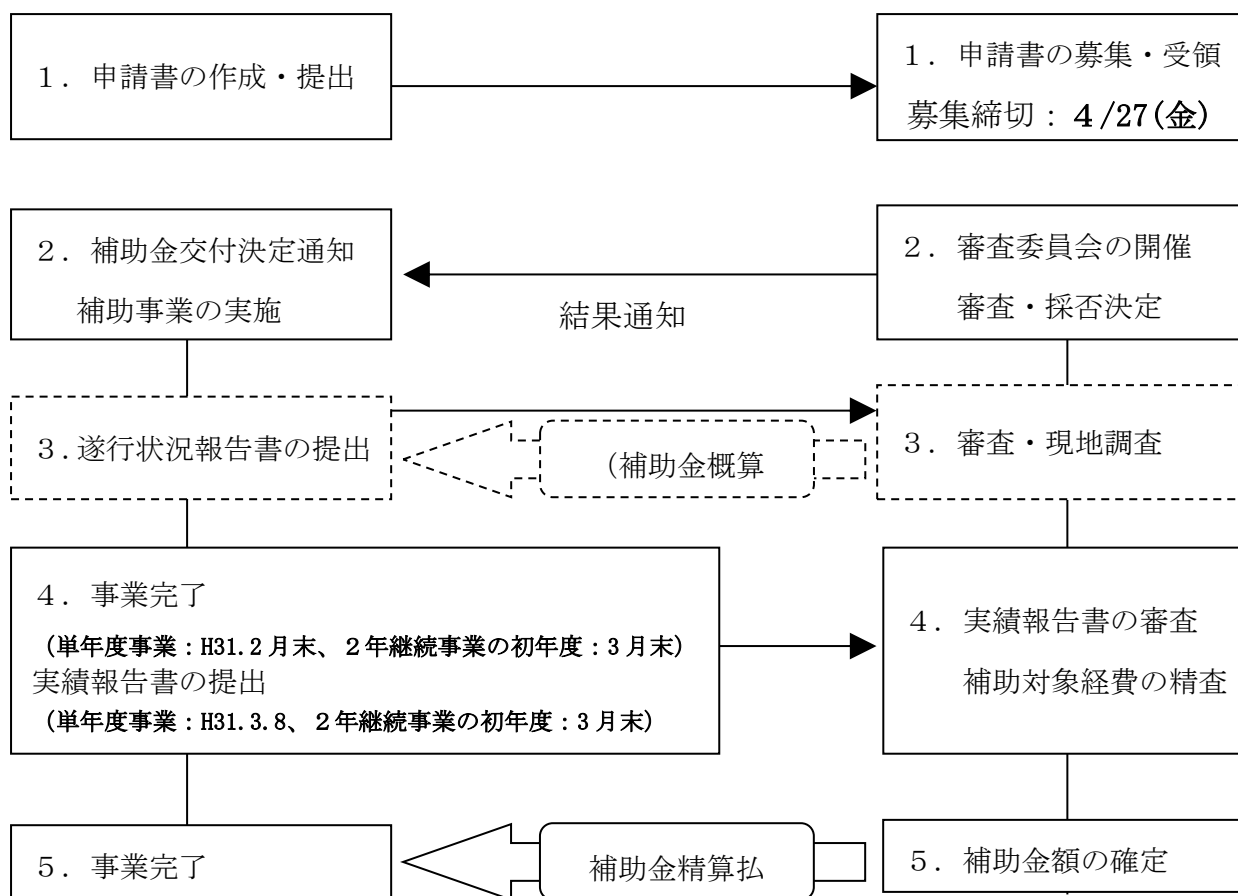
1. 事業の目的、趣旨

本事業は、富山県に集積するものづくり企業の連携を強化し、イノベーション創出やものづくり技術の高度化を促進することで、付加価値の高い新製品の試作開発を支援することを目的とするものです。

2. 事業の概要

- (1) 当機構は、県内に事業所を有する企業により構成される2社以上のグループから、本事業目的に沿った補助事業計画を募集します。
 - (2) 本事業では、申請者である代表企業と、事業目的達成のために技術的課題解決に協力する連携企業によりグループを構成し、相互に連携することで、それぞれの企業が保有する優れた技術を活かして、付加価値の高い製品の試作開発を行うものです。
 - (3) 当機構は、外部有識者を含めた審査委員会を開催し、優れた案件には補助金を交付します。
 - (4) 補助事業終了後、各グループは事業化・商品化に向けて努力していただきます。
- <企業グループ>

<新世紀産業機構>



企業間連携による製品試作事業のフロー図

3. 補助対象事業

補助対象事業は、以下の業種において事業の目的に沿って製品の試作開発に取り組む事業とします。なお同様の内容で国・県等の事業による補助若しくは委託等を受けているもの、または過去に受けた事業は対象となりません。

繊維工業、木材・木製品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、化学工業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製品製造業、金属製品製造業、はん用機械製造業、生産用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、通信業、放送業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業、専門サービス業（他に分類されないもの）、広告業、技術サービス業

4. 補助対象者

補助対象者は、県内に事業所を有する企業により構成される2社以上のグループで、このうち代表企業は中小企業で、審査に必要な書類等を整備・保管し、国や県による実地検査の受け入れに協力できる事業者とします。

また、補助対象者は以下のいずれにも該当しないことを確認願います。

- ① 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号（以下「暴力団対策法」という）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
- ② 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- ④ 役員等が暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- ⑤ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き中又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中の者
- ⑦ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第4項に規定する接待飲食業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、又はこれらに類する業を営む者
- ⑧ 無差別大量殺人行為を行なった団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けている者。

5. 補助対象経費

補助対象経費は、補助事業を実施するために必要な経費で、表1のとおりとします。
なお、補助金の支払いは原則として補助金額確定後の精算払いとなりますが、一部を概算払いすることもできます。

表1 補助の対象となる経費

経費区分	補助対象となる経費
備品費・ 工具器具費	事業を遂行するために必要な備品または、工具器具（耐用年数が1年以上で、税込み単価が30万円未満のもの）の購入に必要な経費 ただし、汎用性の高い備品（パソコン、事務用品など）や、据付・工事に係る経費は対象外とする。
旅費	事業を遂行するために必要とした国内旅行の旅費、滞在費及び交通費であって、事業遂行団体の旅費規程等により算定された経費 ただし、高額な旅費や日当など一般通念上の金額を超える場合は、新世紀産業機構の旅費規程に規定された金額を上限とする。
通信運搬費	事業を遂行するために必要とした試料・試作品等を送付・運搬する経費であって、他の業務と混用されない経費。研究設備などの移動に関する費用やネットワークの保守料などは対象外とする。
消耗品費	事業に直接要した資材、部品、消耗品（通常の方法による短期間の使用によって、その性質又は形状を失うことにより使用に耐えなくなるもの）等の製作又は購入に要した経費であって、税込み単価が10万円未満のもの。 ただし、新世紀産業機構が特別な事情があると認める場合には、税込み単価が10万円以上50万円未満の経費も、対象経費とすることがある。 なお、過剰な数量の発注など事業用として相応しくないと判断される場合は経費として認めない。
リース・ レンタル費	事業を遂行するために必要上やむを得ない機械装置のリースまたはレンタル料
試作加工費 (連携企業)	代表企業（申請企業）による試作開発品の一部を連携企業が部品の加工、製造、試作を行う経費 連携企業の試作加工費に対する補助対象経費は、補助対象事業費合計額の1/2以下とする。
外注費	連携企業以外に対して、仕様書または依頼書を作成して加工や分析試験等を依頼した場合の支払に要する経費 ただし、外注費は、専門家謝金・派遣旅費と合わせて補助対象経費合計額の1/3以下とする。
専門家謝金・ 派遣旅費	事業に対する専門的な知識を有する研究者・技術者への謝金およびその旅費 ただし、専門家謝金・派遣旅費は、外注費と合わせて補助対象経費合計額の1/3以下とする。

なお、表 2 に掲げる経費は、補助対象外とします。

表 2 補助対象外経費

補助対象外 経 費	(1) 補助金の交付決定日前に発注し、購入し、若しくは契約し、又は補助事業の期間終了後に納品、検収等を実施したもの。 (2) 販売を目的とした製品、商品等の生産に係る経費 (3) 事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料及び光熱水費 (4) 電話代、インターネット利用料金等の通信費 (5) 汎用性があり、目的外使用となり得るもの。(例：事務処理用のパソコン関連、スマートフォン、タブレット端末、プリンタ、デジタル複合機等) (6) 商品券等の金券 (7) 事務用品等の消耗品費、雑誌購読料、新聞代及び団体等の会費 (8) 飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用 (9) 自動車等車両の購入費、修理費及び車検費用並びに不動産の購入費 (10) 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用 (11) 公租公課（消費税及び地方消費税を含む。） (12) 収入印紙代 (13) 振込手数料 (14) 還付制度のある海外付加価値税 (15) 補助金事業計画書等の書類作成及び送付に係る費用 (16) 中古市場においてその価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費 (17) 施設等の設置又は改修に要する費用 (18) 土地、建物等の取得に要する費用 (19) 借入金、割賦販売等の支払利息及び遅延損害金 (20) 上記のほか、新世紀産業機構が公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認める経費
--------------	--

6. 補助金限度額・補助率・補助件数

(1) 補助金限度：1 案件あたり 1,000 万円/年度以内

(注) 補助金額については、審査委員会において申請内容を考慮して決定しますので、申請額どおりとならない場合があります。

(2) 補助率：2 分の 1 以内

(3) 補助件数：2 件程度

7. 補助対象期間

(1) 最長 2 年とします。

(2) 単一年度で終了する事業の場合は、交付決定のあった日から平成 31 年 2 月末日とします。また、2 か年継続希望業の場合は、1 年目の事業終了日を平成 31 年 3 月末日とします。ただし、継続希望事業であっても、予算の繰り越しはできません。

(3) 2 か年継続希望事業の場合は、1 年目終了時に継続審査を行います。

8. 実施手順

① 申請書の提出

代表企業から当機構へ、所定様式に従って作成した申請書を提出してください。

② 審査・採否決定

当機構は、守秘義務を負った審査委員による審査委員会を設置し、審議により採否を決定します。

審査にあたっては、書類審査及び必要に応じてヒアリングを行い、申請内容の新規性・独創性、商品化・事業化の可能性・発展性、試作開発の連携体制等を審査します。

③ 補助金交付決定

当機構は、採択案件の代表企業へ補助金の交付決定を通知します。なお、審査委員会の結果によっては、補助金額の減額など条件付きになる場合があります。

④ 補助事業の実施

補助金の交付決定通知後、すみやかに事業を実施してください。

⑤ 事業実施中の中間調査

補助事業の実施中に、当機構から企業を訪問し、研究の進捗状況の調査を行うことがあります。

⑥ 補助事業の終了

ア. 実績報告書・支出証拠資料の提出

補助事業終了後、単一年度で終了する事業の場合は、代表企業から平成 30 年 3 月 8 日（金）（初年度分）までに、「実績報告書」、「補助対象経費の支出証拠資料」を提出してください。また、2 か年継続希望事業の場合は、平成 31 年 3 月 29 日（金）（初年度分）とします。ただし、2 か年継続希望事業における継続審査のため、事前に該当資料の提出をお願いすることがあります。

イ. 補助金額の確定と精算払い

機構は提出書類を精査し、適切に補助事業が行われていると判断した場合、補助金額の確定を行い補助金の精算払いを行います。

9. 書類の作成

書類は、当方から提供する書式(Word、エクセル等)で作成し、所定様式に従って簡潔かつ要領良くまとめ、代表者印等を押印した書類、および電子媒体を提出してください。

10. 申請方法

提案にあたっては、以下の書類を以下の期限までに、新世紀産業機構へ送付または持参してください。なお提出後、必要に応じて事務局から質問・ヒアリングを実施することがあります。

- ① 企業間連携による製品試作事業補助金申請書（様式1）（押印書類）
※ 書式は変更せず 10 ページ程度にまとめてください。
- ② 代表企業の会社案内等と直近の決算書（1 期分）
- ③ ①の電子媒体
- ④ グループの構成がわかるような押印文書を、後日提出していただく予定です。

(1) 提出期限： 平成 30 年 4 月 27 日（金） 17:00

(2) 提出先： 公益財団法人富山県新世紀産業機構

イノベーション推進センター 連携促進課

(〒930-0866 富山市高田 529 番地 富山技術交流ビル 1 F)

TEL : 076-444-5606 FAX : 076-433-4207

(様式第 1 号)

平成 年 月 日

公益財団法人富山県新世紀産業機構
理事長 殿

<申請者>

住 所

企業名

代表役職名

代表者名

電話番号

印

企業間連携による製品試作事業補助金交付申請書

平成 年度において、企業間連携による製品試作事業を下記のとおり実施したいので、企業間連携による製品試作事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、関係書類を添え申請します。

なお、別記の誓約が虚偽であり、又はこれに反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てないことを誓約します。

記

- 1 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

補助事業に要する経費	金	円
補助対象経費額	金	円
補助金交付申請額	金	円
- 2 補助要件に係る誓約書（別紙 1）
- 3 企業間連携による製品試作事業 事業計画書（別紙 2）
- 4 申請者の直近 1 年の決算書
- 5 申請者の会社案内又は会社概要

補助要件に係る誓約書

- ☐ ① 当社は、次の（１）～（５）のすべてに該当せず、今後においても反社会的勢力との関係を持つ意思がないことを確約します。
- （１） 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号（以下「暴力団対策法」という）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者。
- （２） 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
- （３） 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。
- （４） 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
- （５） 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
- ☐ ② 当社は、次の（１）～（３）のすべてに該当しないことを確約します。
- （１） 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き中又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き中の者。
- （２） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 4 項に規定する接待飲食業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、又はこれらに類する業を営む者。
- （３） 無差別大量殺人行為を行なった団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けている者。
- ☐ ③ 当社は、本店及び富山県内に所在する事業所等が労働保険料、都道府県税並びに消費税及び地方消費税を滞納しておらず、今後においても適正に納付することを確約します。
- ☐ ④ 当社は、現在、本事業に関連した訴訟による係争はなく、事業運営に支障のないことを確約します。
- ☐ ⑤ 当社は、現在、本事業に関連した法令違反による処罰を受けておらず、事業運営に支障のないことを確約します。
- ☐ ⑥ 当社は、厚生労働省所管の雇用関係助成金について、不正受給処分がなされていない又は不正受給処分がなされてから 3 年以上が経過していることを確約します。
- ☐ ⑦ 当社は、本事業による補助対象経費について、国や県等から他の補助金を受けておらず、また受ける予定がないことを確約します。
- ☐ ⑧ 当社は、本事業に関する審査に必要な書類等を整備保管し、国や県等による実地検査の受入れに協力します。

注 1 該当項目の□に、チェックを入れてください。

2 上記要件に欠落があった場合には、本事業の対象とできません。補助金交付決定後であっても、欠落が判明した場合は、交付決定を取り消すことになりますので、間違いのないようにご記入ください。

(別紙2)

企業関連携による製品試作事業 事業計画書

1. 申請者の概要

(1) 代表企業

申請者名(企業名)			
代表者職・氏名			
事業所所在地(住所)	〒		
本社所在地	〒		
設立	年	月	資本金
従業員数	人	主たる業種	

(2) 試作開発グループの構成 (※必要に応じて記入欄を追加してください。)

氏 名	企業の区分	所属・役職
○	代表企業・連携企業	TEL: FAX: E-mail:
	代表企業・連携企業	
	代表企業・連携企業	
	代表企業・連携企業	
	代表企業・連携企業	

- 注 1 試作開発グループの代表者に、○を付けるとともに、連絡先、E-Mailを所属・役職欄に追記してください。
- 2 試作開発グループを構成する担当者の氏名、企業の区分(代表企業、連携企業のいずれかに○)、企業名・所属・役職を記載してください。
- 3 連携企業は、単なる外注ではなく、事業目的達成のために技術的課題解決に協力する企業とします。

2. 申請の区分 (※ 前年度に引き続き、試作開発申請を行う場合は「継続」を選択してください。)

新 規 ・ 継 続

3. 試作開発の概要

(1) 試作開発の名称 (※ 50文字以内で開発概要を簡潔に示すテーマ名を記載。採択された場合は、この名称が公表されます。)

(2) 補助事業の概要(150字程度) (※ 事業の内容についてわかりやすく、簡潔に記述してください。)

(3) スケジュール（実施計画）

実施予定期間： 平成 年 月 ～ 平成 年 月	
実施時期(年月)	実施計画（実施項目ごとに、それぞれ「1.（2）試作開発グループ」の分担者を記載）
1 年目	
2 年目（見込）	

注 各実施計画は、「3.（5）試作開発の詳細」中の(d)「本試作開発における実施事項」と対応するように記載。

(4) 実施体制図(代表企業と連携企業の役割等を記載：◎特に重要な項目です。)

※ グループを構成する企業の役割と保有技術(コア技術)の特徴や優位性を記載するとともに、企業の連携体制等を図示し、その連携の妥当性について記載ください。また、想定される川下企業やユーザーとなる業界についても記載してください。

(5) 試作開発の詳細（実施内容等全体が分かるように、まとめてください。）

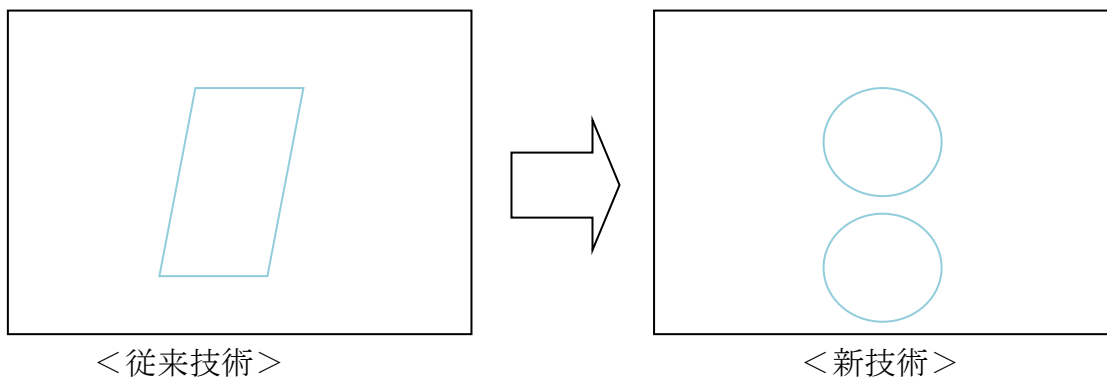
(a) 本試作開発の背景と目的

(b) 本試作開発の技術課題と達成目標

(c) 本試作開発の基礎となるこれまでの成果

(d) 本試作開発における実施事項（達成目標の実現手段として、具体的に記入ください。）

(e) 説明図表（前項までに説明した内容について、わかりやすいように、図や表を用いて、説明を行ってください。）



（例）必要に応じ図、表、写真等を取り込み分かりやすい内容にまとめてください。

(6) 試作開発の補足説明

(a) 独創性 (他と違うことは何か?)

(b) 関連した調査、商品化等の動向・市場動向等

(c) 商品化・事業化への見通しと計画 (試作品の活用方法と販路開拓の手法も含めて記載。)

(d) 富山県産業・経済・社会への波及効果

(7) 専門用語等の解説

(8) 関連した補助金等の申請・受け入れ実績

・「△△法の開発」平成○年、富山県◇◇補助金

4. 収支予算及び補助対象経費明細表（初年度）

（１）収入 （円）

区分	金 額
自己資金	
借入金	
その他（ ）	
補助金	
合計 ※	

注 （２）支出の(a)補助事業に要する経費（税込）の合計額と一致すること。

（２）支出 （円）

補助対象経費区分	(a) 補助事業に 要する経費 (税込)	(b) 補助対象 経費 (税抜)	(c) 補助金 交付申請額 (税抜)	積算基礎
備品費・工具器具費				
旅費				
通信運搬費				
消耗品費				
リース・レンタル費				
試作加工費(連携企業)				
外注費				
専門家謝金・派遣旅費				
合計				

注 1 「補助金交付申請額」の合計額について、千円未満の端数を切り捨てる。

注 2 (b)補助対象経費には、消費税及び地方消費税を含まない。

注 3 (c)補助金交付申請費 = (b)補助対象経費 × 1 / 2

注 4 補助対象経費区分毎に、補助対象経費合計額の20%以上の予算額の変更がある場合は、(様式第3号)変更承認申請が必要となります。

注 5 連携企業による試作加工費は、補助対象経費合計額の1 / 2以内としてください。

注 6 外注費と専門家謝金・派遣旅費を合わせて、補助対象経費合計額の1 / 3以内としてください。

(参考 次年度)収支予算及び補助対象経費明細表 (※ 単年度計画の場合は不要)

(1) 収入 (円)

区分	金 額
自己資金	
借入金	
その他()	
補助金	
合計 ※	

注 (2) 支出の(a)補助事業に要する経費(税込)の合計額と一致すること。

(2) 支出 (円)

補助対象経費区分	(a)補助事業に 要する経費 (税込)	(b)補助対象 経費 (税抜)	(c)補助金 交付申請額 (税抜)	積算基礎
備品費・工具器具費				
旅費				
通信運搬費				
消耗品費				
リース・レンタル費				
試作加工費(連携企業)				
外注費				
専門家謝金・派遣旅費				
合計				

注1 「補助金交付申請額」の合計額について、千円未満の端数を切り捨てる。

注2 (b)補助対象経費には、消費税及び地方消費税を含まない。

注3 (c)補助金交付申請費 = (b)補助対象経費 × 1 / 2

注4 補助対象経費区分毎に、補助対象経費合計額の20%以上の予算額の変更がある場合は、(様式第3号)変更承認申請が必要となります。

注5 連携企業による試作加工費は、補助対象経費合計額の1/2以内としてください。

注6 外注費と専門家謝金・派遣旅費を合わせて、補助対象経費合計額の1/3以内としてください。

制度の概要、申請書の作成方法など、お気軽にお問合せください

案内図



＜問い合わせ・提出先＞

公益財団法人富山県新世紀産業機構 イノベーション推進センター 連携促進課
〒930-0866 富山市高田 529 番地 富山技術交流ビル

TEL : 076-444-5606 FAX : 076-433-4207

URL : <http://www.tonio.or.jp/josei/kigyoukan/> E-mail : renkei@tonio.or.jp

(応募様式の電子媒体も、上のURLからダウンロードできます。)